## 「医療費のお知らせ」に関わる留意事項

医療費控除申告に「医療費のお知らせ」を利用される方は、以下の事にご留意ください。

- ●医療費控除は、1月~12月診療分で申告しますが、医療機関等からの請求到着時期の関係上、当組合からの通知は11月診療分までとなります。
- ●通知期間以降の12月診療分医療費及び医療機関での請求遅れや請求漏れ等により当組合に届いていない医療費は、医療費控除対象分であっても「医療費のお知らせ」には載りませんので、別途、医療機関等の領収書に基づいた「医療費控除の明細書」への記入が必要となります。

更に、市販薬の購入費用・歯の矯正など保険外診療費用・通院交通費などについても領収書に基づいた 「医療費控除の明細書」への記入が必要となります。

- 「医療費のお知らせ」には、令和4年12月の診療分も含まれています。申告をする際にはご注意ください。
- ●自己負担額は、公費負担医療や自治体の医療助成などの理由により、実際の負担と異なる場合があります のでご確認ください。
- ●「医療費のお知らせ」は紛失されても、再発行できませんので、大切に保管してください。
- ●その他、詳しくは国税庁のホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署へご照会ください。